

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正等について

～プラグインハイブリッド自動車の排出ガス・燃費測定方法を策定～

国土交通省では、プラグインハイブリッド自動車の普及に向けた環境整備のため、排出ガス・燃費測定方法について「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等の一部を改正しました。これにより、プラグインハイブリッド自動車についての型式指定が可能となります。

(参考) プラグインハイブリッド自動車とは

家庭用電源など外部の電気エネルギーをバッテリーに充電し主にモーター駆動により走行する機能(プラグイン走行機能)と、ハイブリッド車の機能を併せ持つ自動車。

外部充電による電力を用いて走行する機能(プラグイン走行機能)が市街地内走行のような比較的短距離の走行を中心に活用されることにより、CO₂や大気汚染物質の排出削減に大きく貢献することが期待されます。また、通常のハイブリッド車としての機能を併せ持つことで、ガソリン車同様の航続距離が確保され、これにより幅広いユーティリティが発揮されることが期待されます。

<改正概要>

(1) 排出ガスの測定について(細目告示別添42、48、49関係)

プラグインハイブリッド自動車の排出ガス測定については、従来のハイブリッド自動車と同様の取扱いとします。具体的には、冷機状態におけるハイブリッド走行での排出ガス性能値と暖機状態におけるハイブリッド走行での排出ガス性能値を複合することにより、排出ガス性能値を算定します。

※ ただし、任意の充電レベルから開始した冷機状態でのプラグイン走行を含む試験サイクルにおいて、冷機状態におけるハイブリッド走行での排出ガス性能値よりも悪い排出ガス性能値が認められる場合は、当該性能値を使用するものとします。

(2) 燃費性能の評価方法及び表示について

プラグイン走行(外部充電による電力を用いた走行)時の燃料消費率(「プラグイン燃料消費率」と、ハイブリッド走行時の燃料消費率(「ハイブリッド燃料消費率」とを複合した代表燃費値として、「複合燃料消費率(プラグインハイブリッド燃料消費率)」を算定します。

なお、プラグインハイブリッド自動車は、その特性上、個々のユーザーの使い方、特に実際の走行においてプラグイン走行をどの程度活用するか(一日あたりの走行距離に占めるプラグイン走行の割合)が、実際の燃料消費量や燃費性能に大きな影響を及ぼすという特徴を有しています。

このため、個々のユーザーが自らの使用実態に即した形で、実際の「複合燃料消費率(プラグインハイブリッド燃料消費率)」を概算したり、年間、目安電力使用量、電気料金等を概算することができるよう、関連の基本性能値を併せて表示することとします。

さらに、エアコン使用による電気エネルギーの消費が、プラグイン走行の可能な距離、燃費性能に大きく影響するなどの特性についても、カタログへの表示等により注意喚起を促すこととします。

<適用時期>

平成21年8月1日以降に製作された自動車に適用します。